

# 調査票入力マニュアル（施設管理者用）

- 1 インターネットで「北九州市電子申請サービス」と検索する(→2へ)。  
あるいは、下記 URL を直接入力する(→3へ)。また二次元コードを読み込む(→3へ)。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/R6tokuteikentikubutu>



- 2 北九州市電子申請サービス内のキーワードで手続きを探すと、「特定建築物 衛生管理」と検索し、「令和6年 特定建築物における衛生管理状況に関する調査票」をクリックする。

申請リンクに記載されている「特定建築物における衛生管理状況に関する調査票」をクリックする。



3 「新規登録またはログインして申請」をクリックし、ログインしてください。

※調査票を入力する時間がかかる場合があるため、一時保存できるように「新規登録またはログインして申請」をお勧めします。

特定建築物における衛生管理状況に関する調査票

入力の状態 0%

北九州市の「特定建築物における衛生管理状況に関する調査票（R6.11.21修正版）」のオンライン申請ページです。

令和6年 特定建築物における衛生管理状況に関する調査票

北九州市内における特定建築物の施設管理費は、令和6年1月から12月の衛生管理状況について令和7年1月31日（金）までに、入力を完了してください。

Grafferアカウントを利用する方  
ログインしていただく。申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方  
メールアドレスの欄のみで申請ができます。一時保存や申請履歴の確認などの一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

Graffer  
スマート申請  
北九州市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[北九州市のサービスにGビジネスIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

4 入力フォームに従い、入力していきます。入力項目の流れは以下のとおりです。

- (0)申請者の情報
- (1)書類等の整備状況
- (2)空気環境及び空調設備
- (3)給水設備
- (4)雑用水の管理
- (5)排水槽の管理
- (6)建物の清掃
- (7)ねずみ等の防除

※別紙に入力フォームを参照しています。

※枠なしが初期画面です。選択すると、矢印の画面(枠あり)が追加されていきます。

## 5 調査票入力内容の確認について(取下げ修正について)

※電子申請サービスにログインすると、①申請一覧→②詳細を確認する→③申請内容から過去に申請した事跡を確認できます。

The image shows a three-step process for checking application details on the Beppu City Electronic Application Service website:

- Step 1:** The main page of the service. A red box highlights the '申請一覧' (Application List) button in the top right corner.
- Step 2:** The '申請一覧' (Application List) page. A red box highlights the '詳細を確認する' (Check details) button next to an application entry.
- Step 3:** The '申請詳細' (Application Details) page. A red box highlights the '申請を取り下げる' (Withdraw application) button, and another red box highlights the '申請内容' (Application Content) section.

※「申請を取り下げる」ボタンがある場合は、申請を取下げ修正し、再度申請することもできます。「申請を取り下げる」ボタンがない場合は、お手数ですが、担当保健所までご連絡ください。